

「千葉県消防広域化推進計画」(R7.3 改定骨子案)

第1 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項（時点修正等）

- ・消防広域化の必要性、広域化の理念、計画策定（改定）の考え方

第2 市町村の消防の現況及び将来の見通し（時点修正等）

- ・これまでの取組状況、消防力等の現況、指令センターの共同運用、消防の将来見通し（人口減少社会・消防需要の変化・職員の高齢化）等

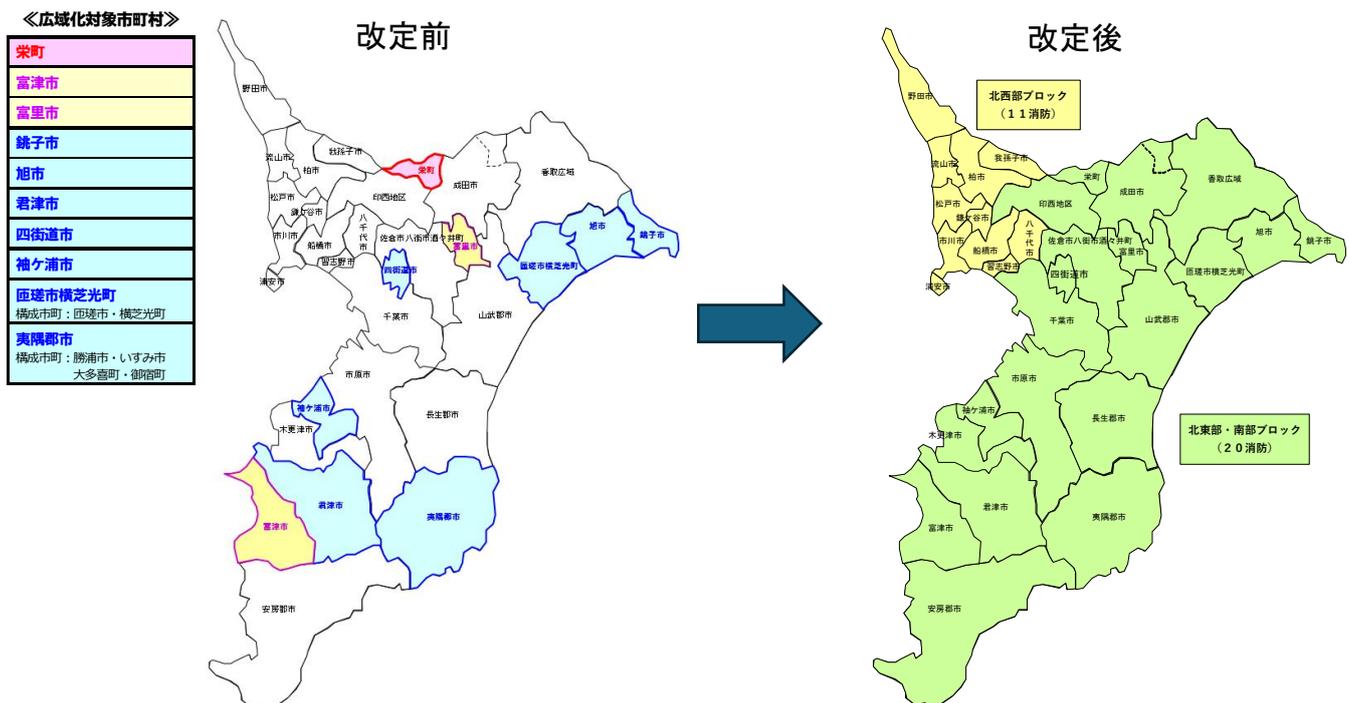
第3 自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組み合わせ（全面改定）

○ 広域化推進の基本的な方向

- ・県内では、広域化実現の下地となる連携・協力が一定程度図られており、これをベースに消防広域化を推進していく。
- ・国の指針に基づく広域化の推進期限である令和11年4月1日に向け、市町村に対し、広域化の検討を促す。
- ・その後、連携・協力の状況を踏まえながら、県内全域で広域化を推進していく。

○ 広域化対象市町村とその組み合わせ

- ・県内全市町村を「広域化対象市町村」に指定
- ・県内2ブロック※（北西部、北東部・南部）の組み合わせで広域化を検討・推進
※共同指令単位（船橋市含む）
- ・関係市町村による2ブロック以外の組み合わせ提案等には柔軟に対応



第4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置（修正なし）

- ・県の支援策：本計画に基づく取組の推進、住民及び関係者に対する普及啓発、国に対する継続的要望、市町村の求めに応じた調整等

第5 広域化後の消防の円滑な運営の確保（必要に応じ修正）

- ・広域化の効果を十分に発揮するための体制整備策（組合方式・事務委託）等

第6 市町村の防災に係る関係機関相互の連携の確保（修正なし）

- ・消防団、防災・国民保護担当部局との連携確保の必要性や確保策等